

令和 5 年度 第 3 期 論文式憲法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔憲 法〕

後記の〔設問〕にそれぞれ答えなさい。

〔設問 1〕 (50点)

内閣法 5 条は、「内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し」と定め、内閣に法律案の提出権を認めている。法律によって内閣に法律案の提出権を認めることは憲法に反しないか。

〔設問 2〕 (25点)

市民団体 A は、「衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する者は、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって法律案を国会に提出することができる。」という内容の法律の制定を求めている。法律によって国民（有権者）に法律案の提出権を認めることは憲法に反しないか。

〔設問 3〕 (25点)

国会法は、衆参両議院の議員と憲法審査会に憲法改正原案の提出権を認めている（【資料 関係法令】を参照）が、内閣に憲法改正原案の提出権を認める法律上の規定は存在しない。B 党は、内閣にも憲法改正原案の提出権を認めるべきであると主張している。法律を改正して内閣に憲法改正原案の提出権を認めることは憲法に反しないか。

【資料 関係法令】

国会法（昭和 22 年法律第 79 号）（抜粋）

第 56 条 議員が議案を発議するには、衆議院においては議員 20 人以上、参議院においては議員 10 人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員 50 人以上、参議院においては議員 20 人以上の賛成を要する。

第 68 条の 2 議員が日本国憲法の改正案（以下「憲法改正案」という。）の原案（以下「憲法改正原案」という。）を発議するには、第 56 条第 1 項の規定にかかわらず、衆議院においては議員 100 人以上、参議院においては議員 50 人以上の賛成を要する。

第 102 条の 7 憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる。この場合における憲法改正原案の提出については、第 68 条の 3 の規定を準用する。

② 前項の憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案については、憲法審査会の会長をもつて提出者とする。

